

第2章 環境問題の概要

1 廃棄物

(1) 廃棄物を巡る動向

廃棄物には、家庭や事務所などから排出される一般廃棄物と、工場等から大量に排出される産業廃棄物があります。令和2年度の全国の排出量は一般廃棄物が約4,167万トン、産業廃棄物が約3億9,215万トンとなっており、近年では一般廃棄物はわずかに減少傾向、産業廃棄物はわずかに増加傾向が見られます。また、一般廃棄物のうち家庭から出る生活系ごみは約70%、事務所等から出る事業系ごみが約30%となっております。

表2-1-1 全国の一般廃棄物・産業廃棄物の排出量の推移（単位：万トン）

年 度	一般廃棄物			産業廃棄物
	生活系ごみ	事業系ごみ	排出量合計	排出量
H28	3,018	1,299	4,317	38,703
H29	2,988	1,301	4,289	38,564
H30	2,968	1,304	4,273	37,883
R1	2,971	1,302	4,274	38,596
R2	3,002	1,165	4,167	39,215

資料：環境省

表2-1-2にあるように、令和2年度の国民1人1日あたりのごみの排出量（生活系ごみ、事業系ごみ、拠点回収ごみも合計した量）は、全国では901gとなっております。それに対し、群馬県の1人1日あたりのごみの排出量は990gと全国で6番目に多く、関東7都県の中で比較すると最も多い排出量となっております。

また、玉村町の1人1日あたりのごみ排出量は1,009gと、全国平均、群馬県平均を上回る結果となっており、今後更なる削減が求められます。

表2-1-2 令和2年度 一般廃棄物の排出量と1人1日あたりのごみの排出量

	一般廃棄物の排出量			1人1日あたり
	合 計 [万トン]	生活系ごみ [万トン]	事業系ごみ [万トン]	ごみ排出量 [グラム/人日]
全 国	4,167	3,002	1,165	901
群馬県	71	55	16	990
【玉村町】	1.34	1.01	0.33	1,009
茨城県	103	76	26	969
栃木県	66	50	16	925
埼玉県	232	183	49	861
千葉県	206	154	53	894
東京都	424	336	88	839
神奈川県	282	220	62	837

資料：環境省、クリーンセンター

(2) 玉村町のごみ処理の状況

表2-1-3に玉村町クリーンセンターにおける一般廃棄物の受入実績を示します。ごみの合計量は平成27年度をピークとして減少傾向が続いていましたが、令和元年度・2年度にはコロナ禍の影響により増加となりました。各家庭からのごみの排出が減るよう、呼びかけ・啓発を継続・強化していく必要があります。

表2-1-3 玉村町クリーンセンターの一般廃棄物受入実績

	一般可燃ごみ [トン]	一般資源ごみ [トン]	一般危険物 [トン]	一般粗大ごみ [トン]	事業系ごみ [トン]	合計 [トン]
H29	7,941	705	214	1,109	3,515	13,484
H30	7,537	695	203	944	3,378	12,757
R1	7,531	673	207	1,013	3,469	12,893
R2	7,703	775	248	1,089	3,260	13,075
R3	7,636	769	234	945	3,174	12,758

※集団回収分を除く

資料：クリーンセンター

クリーンセンターに搬入されたごみのうち、可燃ごみは焼却処理後、焼却灰を埋め立て、資源ごみは選別した後に資源化、不燃残渣については埋め立てされています。

焼却残渣及び不燃残渣については草津町にある最終処分場に埋め立てているため、残余容量確保のためにも、削減していくことが求められています。



草津町にある焼却灰の最終処分場

表 2-1-4 に一般廃棄物処理実績及び集団回収実績を示します。可燃ごみ（一般可燃ごみと事業可燃ごみ）の焼却量は、資源化量の増加に伴い減少傾向が続いていましたが、令和元年度からはコロナ禍の影響で集団回収量が減少し、可燃ごみの焼却量は増加につながっています。

表 2-1-4 一般廃棄物処理実績及び集団回収実績

	可燃ごみ 焼却量 [トン]	資源化量								集団 回収量 [トン]
		合計 [トン]	鉄類 [トン]	非鉄類 [トン]	ペット ボトル [トン]	紙類 [トン]	ガラス類 [トン]	廃乾電池 [トン]	廃蛍光管 [トン]	
H29	11,041	1,767	62	55	90	468	235	9	5	777
H30	10,875	1,643	58	52	95	287	222	9	4	725
R1	11,094	1,750	56	55	89	274	224	9	4	663
R2	10,735	1,984	59	61	92	349	242	9	3	317
R3	11,862	1,863	56	61	96	349	208	10	4	352

※平成 30 年度より紙類の集計から集団回収分を除外しています。

資料：クリーンセンター

表 2-1-5 に一般廃棄物最終処分量の内訳を示します。平成 28 年度より不燃ごみの中の陶磁器やガラス類を資源化したため、不燃残渣の量が低く抑えられています。しかし、令和元年度・2 年度はコロナ禍の影響によりごみ焼却量が増加したため、焼却残渣も増加となりました。

表 2-1-5 一般廃棄物最終処分量の内訳

	最終処分量 [トン]	焼却残渣 [トン]	不燃残渣 [トン]	分別可燃 [トン]
H29	1,408	1,360	11	37
H30	1,382	1,338	9	35
R1	1,429	1,381	10	38
R2	1,465	1,412	10	43
R3	1,343	1,291	11	41

※ 家庭焼却灰は現在回収しておりません。

資料：クリーンセンター

（３）玉村町のし尿処理の状況

町内で発生するし尿及び浄化槽汚泥について、適正な処理を行う必要がありますが、玉村町はし尿・浄化槽汚泥処理施設を保有しておりません。そのため、処理施設を保有する市・事務組合と協定や契約を結び、その処理を委託しています。

委託先：伊勢崎市 茂呂クリーンセンター（し尿及び浄化槽汚泥）

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 岡之郷クリーンセンター（浄化槽汚泥のみ）

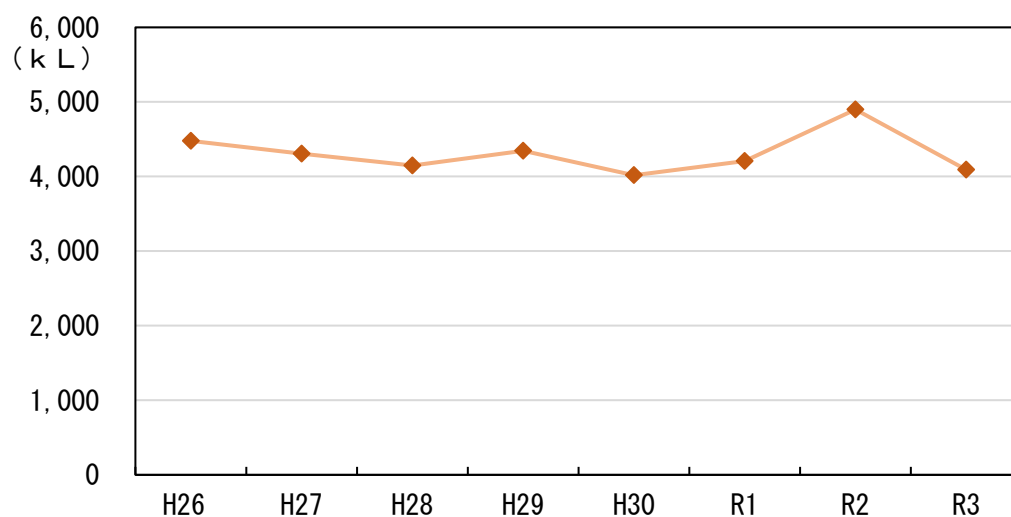
玉村町は全域が下水道計画区域であり、図 1-4-2 にもあるとおり下水道の普及率は年々上昇しております。それにより、町内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の量は表 2-1-6 のとおり減少傾向にあります。ただし、令和 2 年度については、群馬県、公益財団法人 群馬県環境検査事業団、保守点検業者、玉村町が主体となり、浄化槽法定検査受検率向上のための「重点地区対策事業」が実施されたことにより、浄化槽汚泥処理量が増加しています。

表 2-1-6 玉村町のし尿・浄化槽汚泥に関する委託先別処理量 （単位：k L）

	伊勢崎市		多野藤岡広域市町村 圏振興整備組合	合 計
	し尿	浄化槽汚泥	浄化槽汚泥	
H26	778.11	1,545.57	2,154.59	4,478.26
H27	520.58	1,571.09	2,215.74	4,307.41
H28	451.22	1,516.90	2,179.90	4,147.52
H29	441.24	1,401.53	2,502.93	4,345.70
H30	413.64	1,517.00	2,086.71	4,017.36
R1	612.56	1,494.88	2,101.46	4,208.90
R2	513.59	1,824.75	2,560.38	4,898.72
R3	337.59	1,528.25	2,226.86	4,092.70

資料：環境安全課

図 2-1-1 玉村町のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移



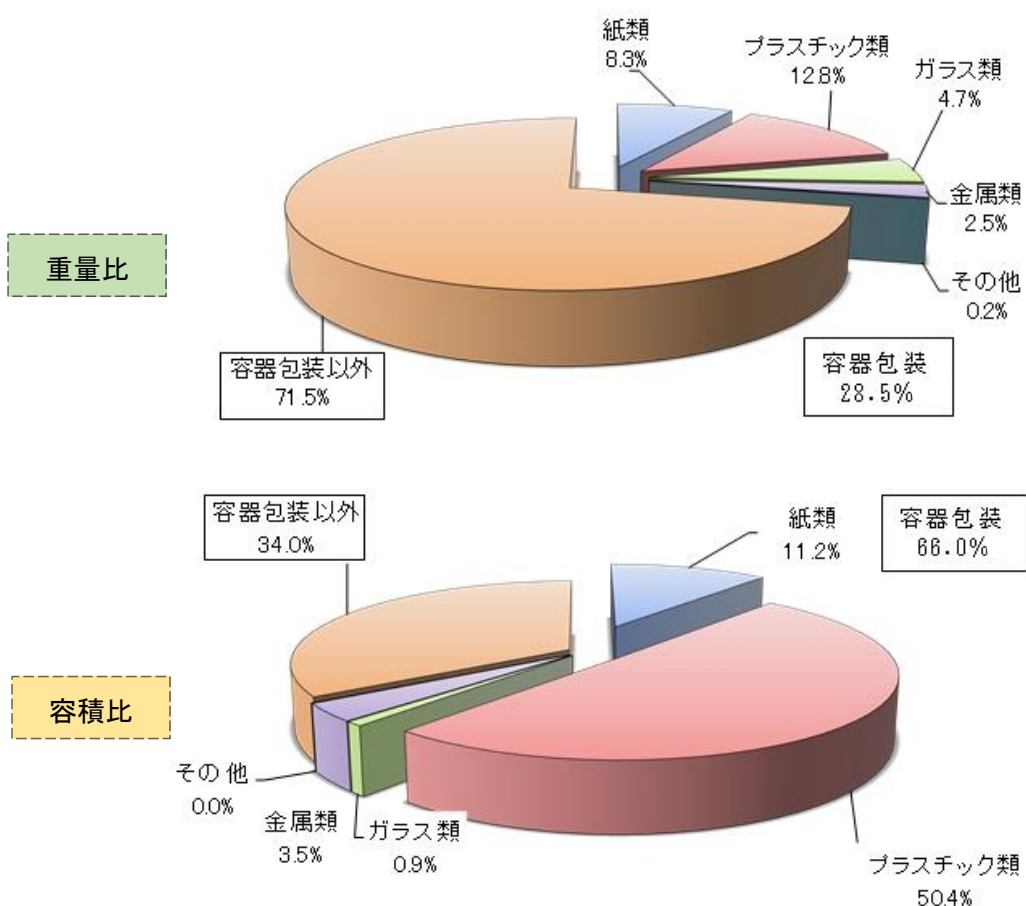
(4) 循環型社会づくりへの方策

日本の経済は、大量生産、大量消費によりめざましい発展を遂げました。しかし、その一方で、生み出される廃棄物の量も膨大なものとなっています。

最終処分場がひっ迫し、焼却設備の設置がますます困難な状況の中、生産者と消費者がどのように廃棄物処理問題に対応していくかが、将来の良好な環境維持に向けた課題となっております。

このような背景の中、平成7年に一般廃棄物の減量と資源の有効活用の確保を図るため、容器包装リサイクル法が制定されました。

図 2-1-2 令和3年度生活系ごみに占める容器包装廃棄物の割合（上：重量比 下：容積比）



資料：環境省

家庭から出る一般廃棄物（生活系ごみ）のうち、容器包装廃棄物の占める割合は重量比で28.5%、容積比で66.0%となっており、特にプラスチック製容器包装の割合が高くなっております。容器包装リサイクル法によるリサイクルの状況は、回収量・回収率ともに増加しておりますが、更なる回収率増加を維持していく必要があります。

また、リサイクルに関しては容器包装以外に食品、建設資材、自動車が法制化、平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行されるなど、循環型社会実現の礎となっています。

2 町の環境行政

(1) 環境関連行事の開催

【クリーンセンター見学会】

クリーンセンター見学会が令和4年5月29日(日)に行われ、多くの住民の方にご来場いただきました。来場者はスタンプラリーで施設内を回り、クリーンセンター場内の設備や機器を間近で確認しました。会場では古着や小型家電品のリサイクル啓発品との交換や、リサイクル品の販売も行われ、子ども連れの家族の人気を集めていました。



クリーンセンター見学会の様子

【岩倉自然公園水辺の森を愛する会】

岩倉自然公園水辺の森を愛する会では、多くの人たちが親しめる森となるよう、毎月保全や整備を行い、自然を活かしたイベントを開催しています。

令和4年8月7日(日)には「こどもの森まつり」を開催し、子どもたちはツリークライミング、川遊び、ネイチャークラフトなどを楽しみ、親子で自然の中で憩いの時間を過ごしました。

また、11月12日(土)には地元企業と合同清掃活動が行われ、森の枯れ木を集めてチップにし、散策コースに敷くなどの活動を行いました。



こどもの森まつり



合同清掃活動

【環境美化ポスターコンクール】

環境美化ポスターコンクールは、環境教育の一環として子どもたちに身近な環境問題への関心と理解を深める機会とすること及び、町民の環境美化意識の高揚と環境にやさしいまちづくりを推進するために毎年度実施しております。コンクールへの応募作品は、町内小中学校の児童・生徒を対象とし夏休み期間中に制作していただきました。令和４年度の「第３０回玉村町環境美化ポスターコンクール」には３３０点の応募をいただき、厳正なる審査により選ばれた入賞作品２７点が文化センターの玉村町町民ギャラリーにて展示されました。

表２－２－１ 環境美化ポスターコンクール応募状況

	参加者数	(内 訳)
H30	317名	小学生47名 、中学生270名
R1	380名	小学生67名 、中学生313名
R2	328名	小学生118名 、中学生210名
R3	282名	小学生139名 、中学生143名
R4	330名	小学生146名 、中学生184名

資料：環境安全課



文化センター・玉村町町民ギャラリーでの展示

【環境緑化キャンペーン】

令和４年度の産業祭において、環境緑化キャンペーンとして、使用済みの飲料用紙パックなどとの引き換えで、キンモクセイの苗木１００本（玉村造園協会）、ミニバラの苗木４００本（緑化推進協会）、ラズベリーの苗木１００本（環境安全課）を配布しました。



産業祭・緑化推進ブース

(2) 広報たまむらへの環境関連記事掲載

例年、広報たまむらにおいて、環境安全課から以下の記事を掲載し、環境に関連する啓発・告知を行っています。

記事タイトル	記事内容
雑草・枝葉の管理をしましょう	周囲に迷惑が及ぶことの無いよう、年間を通して雑草・枝葉の適切な管理に努めましょう。
環境安全課から各種補助金のお知らせ	住宅用太陽光発電システム設置補助、住宅用蓄電池設置補助、犬猫の避妊・去勢手術実施補助、家庭用生ごみ処理機設置補助、スズメバチの巣駆除補助。
クリーンセンター見学会を開催します	玉村町のごみ処理施設や機器を巡るスタンプラリー、リサイクル交換会、リサイクル品のフリーマーケット、電動バスによる周辺巡回など、さまざまな催し物を行う。
屋外での焼却（野焼き）は禁止されています。	屋外焼却は、群馬県条例で原則禁止となっており、周辺住民から役場に多く寄せられる意見を掲載し、屋外焼却しないよう呼びかけ。
狂犬病予防集合注射実施のお知らせ（春季・秋期）	飼い犬は一生に一度の登録と、年（年度）に1回の狂犬病予防注射の接種が法律で義務付けられています。まだ受けていない場合は必ず受けましょう。
特定外来生物にご注意を	クビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ、オオキンケイギクなどの特定外来生物についての対処と注意喚起。
環境美化ポスターコンクール	環境教育の一環として子どもたちに身近な環境問題に関心を持ってもらい理解を深めてもらう。入賞作品の展示情報や、金賞受賞者を広報掲載。
年末年始のごみ収集と粗大ごみ受け入れのスケジュール	もえるごみ、しげんごみ、粗大ごみの年末年始スケジュールを掲載し、収集日や粗大ごみ受入日を確認し、出し忘れや、長期間の放置がないように呼びかけ。
犬・猫の飼い主の皆さんへ	「散歩時のフンの始末」「鳴き声、野良猫へのエサやり行為」「猫は屋内飼いへ」「去勢・避妊手術のお願い」など、犬・猫の飼い方について注意喚起。
スマートフォンで「ごみ出し日」をお知らせします	ごみ分別促進アプリ「さんあーる」についてお知らせ。アプリを登録する事で、ごみ出し日のお知らせが通知される他、ごみ分別方法やごみ出しに関する情報がスマートフォンで確認できる。
浄化槽をお使いの皆さんへ	浄化槽は適切な管理を行わないと、故障したり、悪臭が発生したりする恐れがあるため、定期的に検査、清掃を行いましょう。

(3) 玉村町役場の温室効果ガス排出状況

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)により、全ての事業者は年間におけるエネルギー使用量が原油換算 1,500 kL 以上になると、経済産業省へのエネルギー使用状況届出書の提出が求められます。玉村町役場においてはその対象からは外れています。

しかし、群馬県地球温暖化防止条例において、年間の二酸化炭素排出量が 3,000 トンを超えているため、温室効果ガス排出状況を群馬県に報告しています。

表 2-2-2 に、町有施設からの温室効果ガス排出量の推移を示します。令和 3 年度の排出量が増えた要因としては、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定するにあたり、排出対象施設を見直した結果、これまで排出対象としていなかった教育委員会部局の施設（小中学校、給食センター、文化センター、B&G 海洋センター等）も算出対象としたため、前年度までと比較すると、排出量が大幅に増加する結果となりました。

今後も、住民サービスの低下を招くことなく、地球温暖化防止を担う自治体として事務の効率化を図り、エネルギー使用を抑え、温室効果ガス削減に努めてまいります。

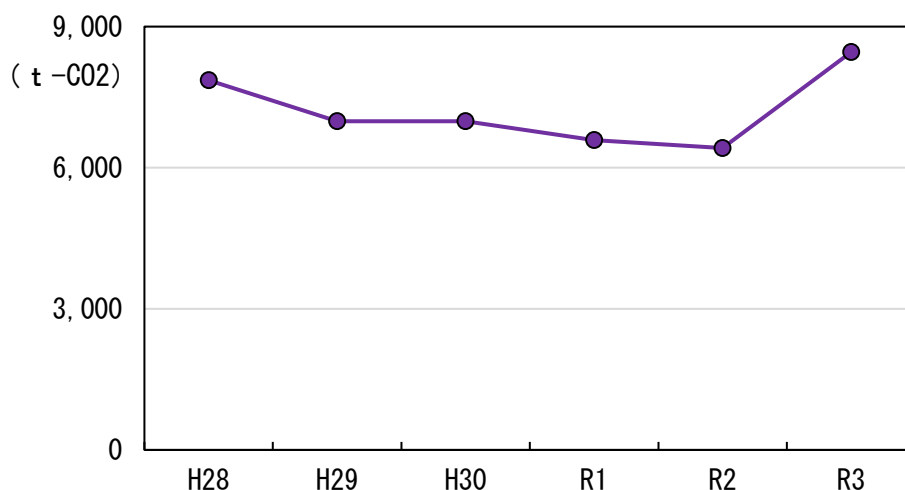
表 2-2-2 町有施設からの温室効果ガス排出量の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
温室効果ガス 排出量 (t-CO ₂)	7,859	6,991	6,991	6,584	6,418	8,456

(非エネルギー起源の排出 CO₂ を含む)

資料：環境安全課

図 2-2-1 町有施設からの温室効果ガス排出量の推移



資料：環境安全課

(4) 放射線対策

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、生活環境や経済環境などに影響を及ぼしているため、事故からおよそ12年が経ちますが、引き続き町内の放射性物質の検査や空間放射線量の測定等を継続しています。

町内の主要施設や水道水、焼却灰についての計測結果は以下のとおりです。学校給食についても毎日計測を行っておりますが、計測開始以来、不検出で推移しています。

① 空間放射線量

表2-2-3に令和元年度から令和3年度における、町内の公共施設の放射線量測定結果を示します。地上1mで $0.23\mu\text{Sv/h}$ を超えると環境省の汚染状況重点調査区域の指定になりますが、基準値を大幅に下回っており、生活に影響のない値で推移しています。

表2-2-3 町内公共施設における放射線量測定一覧

番号	測定地点(地上1.0m)		測定値(マイクロシーベルト/時)						備考
	施設名	場所	R1.5.29	R1.11.29	R2.6.16	R2.11.24	R3.5.17	R3.11.24	
1	文化センター	福島325	0.035	0.042	0.038	0.041	0.039	0.038	建物の東(芝)
2	水道庁舎	上新田1116-3	0.063	0.083	0.076	0.060	0.079	0.070	敷地中央付近(アスファルト)
3	社会体育館	上之手1517	0.065	0.061	0.065	0.066	0.067	0.068	グラウンド中央(土)
4	役場庁舎	下新田201	0.062	0.062	0.069	0.061	0.052	0.055	南駐車場(アスファルト)
5	玉村消防署	福島548	0.044	0.053	0.054	0.053	0.052	0.057	建物の東(アスファルト)
6	北部公園	上福島311-1	0.032	0.031	0.029	0.030	0.033	0.027	噴水の東(芝)
7	東部スポーツ広場	小泉64-2	0.038	0.033	0.045	0.036	0.034	0.032	中央付近(芝)
8	総合運動公園	宇貫480	0.030	0.027	0.025	0.029	0.030	0.029	中央付近(芝)
9	岩倉自然公園	角淵3943-1	0.039	0.033	0.040	0.039	0.047	0.037	広場中央(芝)
10	第1保育所	下新田176	0.062	0.066	0.069	0.066	0.064	0.071	園庭中央(土)
11	第2保育所	角淵5109	0.043	0.045	0.047	0.046	0.046	0.047	園庭中央(土)
12	第3保育所	樋越904	0.070	0.073	0.071	0.072	0.073	0.080	園庭中央(土)
13	第4保育所	飯倉48-3	0.030	0.036	0.031	0.032	0.036	0.032	園庭中央(土)
14	第5保育所	福島31-1	0.039	0.039	0.040	0.043	0.044	0.043	園庭中央(土)
15	玉村小学校	下新田99-1	0.039	0.040	0.040	0.039	0.043	0.048	校庭中央付近(土)
16	上陽小学校	樋越921-1	0.037	0.062	0.034	0.034	0.044	0.053	校庭中央付近(土)
17	芝根小学校	飯倉39	0.076	0.072	0.056	0.062	0.056	0.056	校庭中央付近(土)
18	中央小学校	福島401	0.076	0.078	0.088	0.076	0.088	0.043	校庭中央付近(土)
19	南小学校	角淵5011	0.043	0.043	0.042	0.045	0.042	0.047	校庭中央付近(土)
20	玉村中学校	福島913	0.050	0.044	0.057	0.048	0.057	0.048	校庭中央付近(土)
21	南中学校	上之手1748	0.077	0.085	0.092	0.070	0.057	0.053	校庭中央付近(土)
22	玉村幼稚園	板井53-2	0.050	0.041	0.034	0.047	0.046	0.034	園庭中央付近(土)
23	マーガレット幼稚園	南玉758	0.041	0.037	0.051	0.043	0.050	0.045	園庭中央付近(土)

★環境省による汚染状況重点調査地域の指定は、一時間当たり $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上です。

★玉村町全域で、文部科学省による航空機モニタリングの測定結果図によると一時間当たり $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以下です。

★測定器は堀場製作所PA-1000ラディを使用しています。

★測定者については、町職員が行いました。

② 玉村町クリーンセンター焼却灰の放射性物質

玉村町クリーンセンターから発生する焼却灰と排気ガス中の放射性物質測定結果は表 2-2-4 のとおりです。

焼却灰は、国で定めた一般廃棄物の最終処分場埋立て可能な基準値（8,000Bq/kg）を大幅に下回っていますので、従来どおり草津町にある民間最終処分場への埋立てを行っています。また、排気ガスからは放射性物質は検出されておられません。

表 2-2-4 玉村町クリーンセンター焼却灰の放射線物質の測定結果

※単位：Bq/kg（ベクレル／キログラム）

採取日	検査 結果日	灰の種類	放射性 ヨウ素	放射性セシ ウム 134	放射性セシ ウム 137	セシウム 合計値
令和 3 年 6 月 1 日	令和 3 年 6 月 22 日	飛灰	不検出	不検出	79	79
		主灰	不検出	不検出	不検出	—
令和 3 年 9 月 2 日	令和 3 年 9 月 22 日	飛灰	不検出	不検出	87	87
		主灰	不検出	不検出	不検出	—
令和 3 年 12 月 1 日	令和 3 年 12 月 22 日	飛灰	不検出	不検出	59	59
		主灰	不検出	不検出	不検出	—
令和 4 年 3 月 5 日	令和 4 年 3 月 17 日	飛灰	不検出	不検出	67	67
		主灰	不検出	不検出	不検出	—

資料：クリーンセンター

不検出：検出下限値は 10Bq/kg となっています。

飛灰（ばいじん）：排気ガスに含まれる細かい塵状の灰を集塵装置（バグフィルター）で捕集したもの。

排ガス：バグフィルターでばいじんを取り除いた後の排気ガス。

③ 水道水の放射性物質の測定結果

玉村町では、東日本大震災のあった平成 23 年から定期的に放射性物質の測定を行っていますが、いずれも不検出であり、安全に推移しているため飲用に支障はありません。

※ 検査項目は放射性ヨウ素、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137

水道水中の放射性物質に係わる国の目標値（平成 24 年 4 月 1 日より）

- ・放射性ヨウ素：飲料水 300Bq/kg（乳児の飲料水は 100Bq/kg）
- ・放射性セシウム：飲料水 200Bq/kg

測定結果の表記について

- ベクレル（Bq）：放射性物質から出される放射能の強さを表します。
- 不検出：検査の結果、放射性物質濃度が測定下限値未満の場合は「不検出＜（測定下限値）」と表記しています。
- 測定下限値とは、その分析により検出できる最小濃度（検出できる限界の量）のことで、測定環境や測定条件によってばらつきが生じます。
- シーベルト（Sv）：放射線被曝（ひばく）による人体への影響の度合いを表します。

（５）町の環境関連補助事業

玉村町ではクリーンエネルギー普及促進及びごみ減量対策のため、以下の補助事業を行っています。

○ 住宅用太陽光発電システム設置補助

クリーンエネルギー普及促進の一環として町内の自ら居住する住宅に発電システムを設置したもの、または、町内に自ら居住するための発電システム付き新築住宅を購入したものに補助金を助成しています。

補助金額：平成 28 年度まで 1 キロワットあたり 30,000 円

平成 29 年度より 1 キロワットあたり 15,000 円

補助限度額：平成 28 年度まで 90,000 円（上限 3 キロワット 1,000 円未満切捨て）

平成 29 年度より 45,000 円（上限 3 キロワット 1,000 円未満切捨て）

表 2-2-5 太陽光発電システム補助件数と総発電出力量

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
補助 件数	48	62	119	135	178	87	90	82	40	60	51	43	44	1,039
総発電 出力量 (kW)	159	234	492	591	846	378	400	387	203	339	257	246	255	4,787

資料：環境安全課

【年間温室効果ガス削減量はどのくらいになるのか】

令和 3 年度までに補助金の交付を受けて設置された太陽光発電システムの総発電出力量は 4,787kW であり、その発電システムで 1 年間発電をした場合の温室効果ガス削減量を計算します。

1kW の太陽光発電システムの年間発電量は約 1,000kWh と言われています。そのため、4,787kW の太陽光発電であれば年間発電量は約 4,787,000kWh という計算になります。

CO₂削減量については、排出係数として令和 3 年度実績値（東京電力エナジーパートナー（株））である 0.452(kg-CO₂/kWh)を使用することで求めることができます。

$$4,787,000(\text{kWh}) \times 0.452(\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) = 2,163,724(\text{kg-CO}_2) \div 1,000 = 2,164(\text{t-CO}_2)$$

となり、年間約 2,164 トンもの CO₂ を削減できる計算になります。

設置条件や気候の変化など、様々な条件が絡むため概算の計算ではありますが、各家庭での小さな取り組みが積み重なり、実は大きな効果となって現れています。

○ 玉村町家庭用生ごみ処理機設置補助事業

家庭内で発生する生ごみの自家処理及び減量化を推進するために、家庭用生ごみ処理機購入者に対し補助金を助成しています。近年はコロナ禍の巣ごもり需要の影響から、補助件数は増加傾向にあります。

補助金額：購入金額の 2 分の 1（100 円未満の端数は切捨て）

補助限度額：平成 28 年度まで 25,000 円、令和 3 年度より 15,000 円

表 2-2-6 生ごみ処理機設置補助件数

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補助件数	12	6	12	9	9	8	7	7	4	6	9	12	13

資料：環境安全課

○ 犬猫避妊手術等助成事業

飼い主の望まない犬・猫の出生を減らし、捨て犬や野犬・野良猫の発生を防止するために、町では避妊・去勢手術を実施する犬・猫の飼い主に対し、手術費の助成を行っています。（※平成 27 年度から猫も補助対象としました。）

表 2-2-7 玉村町の犬猫避妊手術等助成事業実績（単位：頭）

年度	種別	補助件数		
		補助件数	避妊件数	去勢件数
H26	犬のみ	59	28	31
H27	犬	26	9	17
	猫	45	31	14
H28	犬	43	25	18
	猫	88	62	26
H29	犬	32	19	13
	猫	118	73	45
H30	犬	42	26	16
	猫	145	79	66
R1	犬	31	16	15
	猫	98	64	34
R2	犬	46	30	16
	猫	108	69	39
R3	犬	61	29	32
	猫	95	59	36

資料：環境安全課

(6) 町の環境関連事業

○ 犬登録予防事業

犬の飼い主は狂犬病予防法に基づき、町に飼い犬の登録をしなければなりません。また、毎年度に 1 回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられており、町では春期と秋期に狂犬病予防の集合予防注射を実施しています。

表 2-2-8 のとおり、玉村町の狂犬病予防接種率は群馬県の平均値を下回る年が続いていましたが、令和 3 年度では上回る結果となりました。今後も、予防注射の接種率向上のため、飼い主に通知を送付するほか、広報・ホームページなどで呼びかけを行います。

表 2-2-8 玉村町の犬の登録頭数と予防接種数

年度	新規 登録頭数 (頭)	年度末 登録頭数 (頭)	予防注射 接種数 (頭)	予防注射 接種割合 (%)	群馬県 平均値 (%)
H26	151	2,865	2,064	72.04	76.01
H27	163	2,800	1,982	71.40	76.10
H28	155	2,685	1,986	73.97	76.48
H29	119	2,611	1,907	73.04	74.11
H30	107	2,569	1,883	73.30	74.81
R1	112	2,434	1,726	70.91	74.50
R2	133	2,209	1,535	69.49	71.30
R3	132	2,171	1,575	72.55	72.06

資料：群馬県、環境安全課

○ 公共施設周辺道路の清掃活動

地域への貢献として、職員による公共施設周辺道路の清掃活動を年 2 回実施しています。（コロナ禍においては中止および規模縮小しています。）

○ 河川クリーン作戦

利根川・烏川沿いの地区において、7 月の休日朝に地域住民とともにクリーン作戦を実施。河川敷のゴミ拾いや雑草除去などを行います。（コロナ禍においては中止しています。）

○ 街路灯の LED 照明灯導入事業

省エネ、地球温暖化防止活動の一環として、平成 27 年に町内の交通灯及び防犯灯（2,485 灯）を蛍光管等から電力消費量の少ない LED 照明灯へ一斉に入れ替えました。その後の新設もすべて LED 照明灯を採用し、3,000 灯以上の維持管理を行っています。

○ 玉村町地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入事業

町の防災力強化、及び脱炭素化への取り組み目標達成を推進するため、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用し、災害時における事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の実現と、脱炭素に資する各種設備への設備更新を行いました。

- ・ 太陽光発電設備：役場庁舎屋上等に 101.4kW の太陽光パネルを設置
- ・ 電池及び周辺機器：蓄電容量 119kWh の蓄電池を設置
- ・ 照明機器：庁舎内照明を高効率LED照明に入れ替え
- ・ 空調機器：庁舎内空調を高効率タイプへ入れ替え

その他、エネルギーマネジメントシステム（EMS）の導入、全熱交換器の導入、変圧器の入れ替えを行いました。EMSの導入により、役場庁舎におけるエネルギー使用状況を管理、分析、制御し、最適なエネルギー利用を実現しています。



太陽光発電システム（庁舎屋上）



ソーラーカーポート（駐車場）



庁舎内空調設備



リチウムイオン蓄電システム